

困った時は一人で悩まずご相談を！ 春日部市消費生活センター からのお知らせ ～令和7年 夏号～

発行元：春日部市消費生活センター（くらしの安全課内）



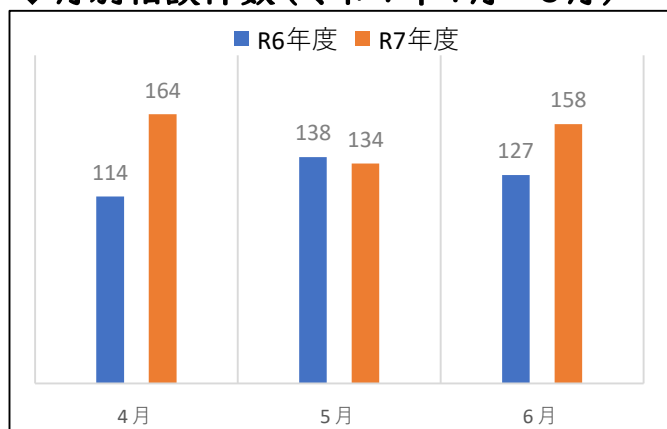
消費生活センターでは、専門の消費生活相談員が消費生活・契約トラブル等に関する相談を受け付け、問題解決のための助言を行います。

今回は、令和7年4月～6月の相談傾向を中心にお知らせします。ご一読いただき、トラブルに巻き込まれないようにしましょう！

◆消費生活相談件数

令和7年4月～6月	前年同時期	増減	増減率
456件	379件	77件	+20.3%

◆月別相談件数（令和7年4月～6月）



ネット通販の定期購入トラブル急増!!

「1回限りのつもりが定期購入になっていた」等、通信販売に関する相談が大変多く寄せられています。

パソコン・スマホで申し込むときは「最終確認画面」を最後までスクロールして、契約条件を必ず確認しましょう。また、契約条件が記載されている画面はスクリーンショット（スクショ）で保存しましょう。



ネット通販、ポチッと注文の前に

スクリーンショット

◆商品・役務別件数、相談概要（令和7年4月～6月）

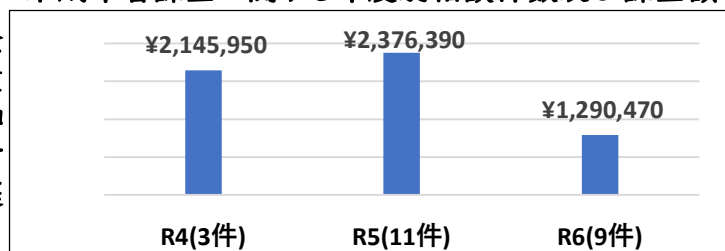
1位	商品一般	37件	<主な相談例> 公的機関を騙り、2時間後に電話が使えなくなると自動音声による電話があった。指示された番号は押さずに電話を切ったが不審。
2位	工事・建築	28件	<主な相談例> 分電盤の交換時期だと電話があり大手電気事業者の下請けと思い応諾。訪問を受け契約したがクーリング・オフしたい。
3位	役務その他サービス	25件	<主な相談例> 見知らぬ業者からガス・給湯器の点検に伺うとの電話があり来訪を了承した。不審だがどう対処したらよいか。
4位	基礎化粧品	14件	<主な相談例> ネット通販でシワに効果のあるクリームを購入したら、意図せず定期購入の契約に。2回目以降解約すると初回が定価額になり不納得。
5位	他の健康食品	11件	<主な相談例> 効果がなければ返金すると新聞広告を見て、サプリを注文した。効果がないのでやめたいと言ったら3回の受け取りが条件と言われた。

※分類・相談件数等は、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）より抽出しています

◆センターからの注意喚起情報

夏休み期間を中心にオンラインゲームやアプリ内課金に関する相談が増加する傾向にあり、特に生徒・児童が、保護者からの同意を得ていなかったり、保護者の知らないところで高額な課金をしてしまうケースが見受けられます。ゲームやスマホの利用ルールについてご家庭で話し合っておきましょう！

未成年者課金に関する年度別相談件数及び課金額



春日部市消費生活センターの職員が講話を行いました！



●共栄大学(5月13日)

春日部警察署と連携し、共栄大学新入生において、事件事故・消費者被害等に巻き込まれないための知識向上を目的とした講話を行いました。

実態や仕組みが分からないものは契約しない、友達や知り合いから勧誘されてもきっぱりと断るよう伝えました。

●民生委員・児童委員協議会(6月2日)

民生委員・児童委員に向けて、当センターに寄せられる相談事例から、典型的なトラブル事例や新しく見られるトラブル事例を講話形式で情報提供しました。

近年、高齢者から当センターに寄せられる相談件数・割合とも増加傾向にあることから、見守り活動等にお役立ていただきたいと伝えました。

消費生活相談コラム⑧

「お試しのはずが、なぜ定期購入!？」

消費生活相談員 H

「動画サイトや画像専用SNSを見ていたら、突然『このクリームを使ったらシワが取れてマイナス〇〇歳肌に!？』や『たったの〇〇〇円でつるつる美肌が手に入った!』などという広告が流れてきた。そこには『定期縛りなし』と書いてあった。1回だけだと思って注文したら2回目が届いた。いらないので商品を返して止めたい。請求書も届いたが払いたくない」というような相談が後を絶ちません。

2回目以降も定期的に届くことから、【定期購入商法】と言われていています。なぜ、お試し1回だけのはずが定期購入になってしまうのでしょうか？

購入条件(安い値段で買えるのは、定期購入を申し込んだ人だけなど)は、画面を下にスクロールしたところにとてつもない小さな文字で書いてあったりします。安く買えるのは定期購入で申し込んだ人だけなのです。定期購入で申し込んだので、2回目が届くというわけです。

定期購入を止めるには、サイトに止める手続きをしなければなりません。これがなかなか難しかったりします。電話をかけてもなかなか繋がらない、やっと繋がりを止めたいと言ったら、「2回目は発送済みだから止められるのは3回目以降だ」や「1回目ですでに定価を払う必要がある」など、消費者の希望は通りません。定期購入と書かれていなかったのに申し込んだのだから止めたいと言っても、「申し込み時に『規約に同意する』をタップしている。規約には定期購入と書いてあるから止めることはできない」と応じないサイトも多々あります。

このような事態を防ぐため、消費生活センターでは、申し込む前に「広告と申し込み最終確認画面を写メ(またはスクリーンショット)する」ことをお勧めしています。定期購入と書かれていない証拠を残すためです。サイトに証拠を提示することで、契約取消の交渉ができるのです。

そもそも…定価よりかなり安く買えるのには…ワケがあると思ってください。

春日部市消費生活センター(春日部市役所第二庁舎2階)

電話相談受付: ☎048-739-7100

平日午前10時から午後4時(祝休日・年末年始、正午から午後1時を除く)

